

マッサージ・指圧などには

国の免許が必要です

医師以外の方が、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に定めるあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業として行うには、厚生労働大臣の定める免許*（国家資格）が必要です。



※「あん摩マッサージ指圧師免許」「はり師免許」「きゆう師免許」

法律に定めるあん摩、マッサージ、指圧等を行う施術所については、保健所への届出が必要となります（もっぱら出張のみによってその業に従事する場合も同じです）。

届出のある施術所につきましては、各衛生課へお問い合わせいただくか、福岡市オープンデータ「福岡市 施術所一覧」にてご確認ください。

☆福岡市オープンデータ「福岡市 施術所一覧」☆
https://data.bodik.jp/dataset/401307_sejutsusyo



～安心してマッサージ等を受けるために、保健所に届出がされている施術所を利用しましょう～

○保健所各衛生課医薬務係

東衛生課	092-645-1081
博多衛生課	092-419-1090
中央衛生課	092-761-7325
南衛生課	092-559-5115
城南衛生課	092-831-4208
早良衛生課	092-851-6567
西衛生課	092-895-7072

福岡市保健医療局保健所医薬務・衛生推進課
福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号

TEL : 092-791-7263
FAX : 092-406-5075